

令和6年度 第2回苫小牧市子ども・子育て審議会 会議録

開催日時 令和6年9月18日(水) 18:00から19:45まで

開催場所 苫小牧市役所本庁舎5階 第2応接室

出席者

- ・審議会委員 13名
小原会長、遠藤副会長、岡田委員、草場委員、工藤委員、今田委員、佐々木委員、佐藤委員、下山委員、高橋委員、戸出委員、樋口委員、保坂委員
- ・関係職員 15名
健康子ども部長、健康子ども部次長、子ども家庭支援室長、教育部参事、子ども育成課長、子ども支援課長、青少年課長、健康支援課長、健康支援課主幹、子ども育成課長補佐、青少年課長補佐、健康支援課長補佐、健康支援課副主幹、子ども育成課主査2名
- ・オブザーバー 2名
ぎょうせい 澤村上席主任研究員、佐藤主任調査員
- ・傍聴人 1名
- ・報道関係者 1名
苫小牧民報

1 開会

(司会)

お時間となりましたので、ただいまから「令和6年度 第2回 苫小牧市子ども・子育て審議会」を開催いたします。委員の皆様におかれましては、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日、司会を務めさせていただく、子ども育成課の桑村と申します。よろしく願いいたします。まずはじめに、野見山健康子ども部長よりご挨拶申し上げます。

2 健康子ども部長挨拶

(健康子ども部長)

どうも皆さまこんばんは

健康子ども部長の野見山でございます。

本日はお忙しいところ、第2回の審議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、子ども家庭庁では子ども基本法の目指す、こどもの生涯にわたる幸福、すなわちウェルビーイングの考え方に基つきまして、はじめの100か月のそだちビジョンを発表し、子どもが小学校に入るまでの重要な時期に一人一人がすこやかに育つことができる考え方を取りまとめたところでございます。この中におきましては、育ちを切れ目なく支えるという観点から、子どもが幼児教育・保育施設へ就園するようになったのちの家庭・医療・保険・教育などの関係施設などが共に連携をして生活の場としてこどもの育ちの質を保証することが重要とされているところでございます。

本市としましては現在策定中の第3期支援計画がこれを実現する重要な計画であるというふうに位置付けて、実効性のある計画にして参りたいと考えているところでございます。

本日につきましては 教育・保育施設の確保方策のほか、地域子ども子育て支援事業の量の見込みと、確保方策についての考え方をお示しさせていただきたいと考えております。

また、第3期支援計画の骨子案についても、御審議をいただければと考えているところでございます。

それぞれの御立場から御意見、御提案をいただきますよう、お願いを申し上げまして、簡単ではありますが、開会にあたっての御挨拶とさせていただきます。どうぞ本日はよろしくお願いいたし

ます。

3 会議の成立

ありがとうございます。ここで、会議の成立について、御報告いたします。渡邊委員、辻川委員は本日欠席となります。草場委員と樋口委員につきましては、到着が遅れております。

苫小牧市子ども子育て審議会条例第6条第2項において、会議は委員の過半数以上が出席しなければ、開催できないことが規定されておりますが、本日は、委員15人中13人と、過半数以上の委員が出席されておりますので、会議が成立していることをご報告いたします。

それでは議事に入りますが、ここからは小原会長に進行をお願いいたしますので、議長席へ移動して、議長をお願いいたします。

4 議事

(議長)

それでは、ここからは、私が進めさせていただきます。

本日は、議事の説明と質疑を行い、午後8時を目途に終了を予定しております。また、この審議会の議事録を苫小牧市のホームページで公開いたしますので、よろしく申し上げます。

では、次第3の議事に入ります。

(1) 第3期苫小牧市子ども・子育て支援事業計画に係る教育・保育施設の量の見込みの修正について、事務局から説明をお願いします。

(こども育成課主査)

こども育成課の若生です。

それでは、第3期苫小牧市子ども・子育て支援事業計画に係る教育・保育施設の量の見込みの修正について説明させていただきます。また、本修正案について、委員の皆様にご審議いただき、決定していきたいと考えております。

まずはおさらいとなりますが、量の見込みとは、対象となる児童のうち利用したい人がどのくらいいるかという「ニーズ」を示す指標となります。

第1回審議会において、第2期計画期間中における利用実績や出生率の低下から量の見込みをお示しましたが、ニーズ調査に基づく利用率をもとにこれまでの利用実績を勘案して再算定を行った結果、下記のとおり修正したいと考えております。

以降、認定区分ごとに詳細の説明をさせていただきます。

1号認定(3～5歳)につきましては、令和7年度から令和11年度までの量の見込みとして、1,596人、1,457人、1,327人、1,256人、1,233人とお示しましたが、変更案としまして、1,569人、1,428人、1,296人、1,226人、1,204人となり、各年度 約30人程度の減少となっております。理由としましては、保育を必要とする2号認定への移行が進むことから割合が高くなり、その分1号認定を減少させたためです。

2号認定(3～5歳)につきましては、令和7年度から令和11年度までの量の見込みとして、1,643人、1,550人、1,434人、1,369人、1,350人とお示しましたが、変更案としまして、1,670人、1,581人、1,465人、1,399人、1,380人となり、各年度 約30人程度の増加となっております。理由としましては、1号認定からの移行が進むことにより、2号認定を増加させたためです。

3号認定(1、2歳)につきましては、令和7年度から令和11年度までの量の見込みとして、808人、811人、812人、795人、776人とお示しましたが、変更案としまして、831人、838人、840人、823人、804人となり、差としましては23人、27人、28人、28人、28人の増加となっております。理由としましては、ニーズ調査に基づき、3歳未満児の保育ニーズの高まりを考慮させたためです。

3号認定(0歳)につきましては、令和7年度から令和11年度までの量の見込みとして、322

人、319人、314人、308人、302人とお示ししましたが、変更案としまして、385人、374人、366人、356人、349人となり、差としましては63人、55人、52人、48人、47人の増加となっております。理由としましては、ニーズ調査に基づき、3歳未満児の保育ニーズの高まりを考慮させたためです。

以上が議事(1)の説明となります。御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

(議長)

(1) 第3期苫小牧市子ども・子育て支援事業計画に係る教育・保育施設の量の見込みの修正について、説明がありました。

何か、御意見、御質問はございますか。

それでは、審議会として、この量の見込み(案)について、了承するというところでよろしいでしょうか。事務局はこの(案)をもとに進めてください。

(2) 第3期苫小牧市子ども・子育て支援事業計画に係る教育・保育施設の確保方策(案)について、事務局から説明をお願いします。

(こども育成課主査)

それでは、第3期苫小牧市子ども・子育て支援事業計画に係る教育・保育施設の確保方策(案)について説明させていただきます。また、こちらについても、委員の皆様にご審議いただき、決定していきたいと考えております。

資料2をご覧ください。まず、資料の訂正がございます。3ページ目の②2号認定(3～5歳)の下に評価の文章がございますが、文頭が「令和5年度は確保方策が量の見込みを下回っていますが、」と記載していますが、令和7年度が正しい表記となります。訂正をお願いいたします。

それでは説明に入ります。先ほど決定しました量の見込みをもとに確保方策(案)を検討してまいりました。確保方策とは、受入枠(利用定員)をどのように確保していくかを指すものとなります。事務局(案)としましては、確保方策(案)は少なくとも第3期子ども・子育て支援事業計画が終了する令和11年度までに量の見込みを満たすよう設定します。

まずは、(1)施設数をご覧ください。施設形態としましては、認定こども園、保育所、新制度幼稚園、幼稚園(私学)、小規模保育施設がございます。小規模保育施設以外の確保方策の設定方法は、公立保育所の建替えや、新制度幼稚園・幼稚園(私学)が認定こども園へ移行することを予測して設定しています。また、利用定員の変更についても併せて予測しているところです。

小規模保育施設は、これまでは毎年1施設程度建設してまいりましたが、第3期においては、令和11年度で量の見込みを確保方策が上回るため、新たに施設は設置しないこととします。

つぎに、(2)施設ごとの受け入れ枠についてですが、0歳は、量の見込みよりも確保方策(利用定員)が大きく下回っていますので、各施設の定員数及び各施設で定員を超過して受け入れられる人数を予測して設定します。1歳から5歳までは、量の見込みよりも確保方策(利用定員)が上回っていますので、各施設の定員数を予測して設定します。

続きまして、2ページ目を参照ください。先ほどの説明を踏まえた結果の表で、施設数及び受け入れ枠についてとなります。一番上の行が量の見込みで年齢区分ごとに記載しています。それに対して確保方策は、施設ごと及び年齢区分ごとに記載しています。最下段、一番下の行が確保方策と量の見込みの差となっています。認定こども園の施設数は、新制度幼稚園、幼稚園(私学)から移行して増加することを見込み、現状よりも2施設増える計画としています。

繰り返しとなりますが、令和11年度までにすべての区分で量の見込みを満たすように確保方策を設定します。詳細の説明は、この表では細かく見づらいので、認定区分ごとにどのように確保方策(案)を設定したのかご説明します。

3ページ目をご覧ください。1号認定(3～5歳)の確保方策(案)についてですが、令和7年度から令和11年度までで、量の見込みは1,569人、1,428人、1,296人、1,226人、1,204人とな

り、それに対して確保方策は2,074人、以降1,896人となっており、確保方策と量の見込みの差は505人、468人、600人、670人、692人で引き続き量の見込み分の確保ができる予定です。

2号認定（3～5歳）の確保方策（案）についてですが、令和7年度から令和11年度までで、量の見込みは1,670人、1,581人、1,465人、1,399人、1,380人となり、それに対して確保方策は1,554人、1,644人、1,644人、1,620人、1,620人となっており、確保方策と量の見込みの差はマイナス116人、63人、179人、221人、240人で令和7年度のみ確保方策が量の見込みを下回ったものの、令和8年度以降は確保方策が上回っており、量の見込み分の確保ができる予定です。

3号認定（2歳）の確保方策（案）についてですが、令和7年度から令和11年度までで、量の見込みは403人、406人、407人、399人、390人となり、それに対して確保方策は522人、529人、529人、526人、526人となっており、確保方策と量の見込みの差は119人、123人、122人、127人、136人で引き続き量の見込み分の確保ができる予定です。

3号認定（1歳）の確保方策（案）についてですが、令和7年度から令和11年度までで、量の見込みは428人、432人、433人、424人、414人となり、それに対して確保方策は432人、439人、439人、436人、436人となっており、確保方策と量の見込みの差は4人、7人、6人、12人、22人で引き続き量の見込み分の確保ができる予定です。

3号認定（0歳）の確保方策（案）についてですが、令和7年度から令和11年度までで、量の見込みは385人、374人、366人、356人、349人となり、それに対して確保方策は343人、以降350人となっており、確保方策と量の見込みの差はマイナス42人、マイナス24人、マイナス16人、マイナス6人、1人で要因としましては、利用定員は令和7年度時点で300人の見込みとなっていますが、量の見込みが上回っているため、現状も多数の園にお願いし、対応いただいておりますが、保育園、認定こども園、小規模保育事業所の全園で1名の超過受入れを依頼することにより、令和11年度には確保できる予定です。

以上が議事（2）の説明となります。御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

（議長）

（2）第3期苫小牧市子ども・子育て支援事業計画に係る教育・保育施設の確保方策（案）について説明がありました。

何か、御意見、御質問はございますか。はい、工藤委員。

（工藤委員）

私のほうから、1ページ目の（1）の施設数と書いてあるので、各認定こども園が何施設あるのかを、やっぱり入れたほうがいいんじゃないのかなというふうに思うんです。ただの施設だけならばそれでいいんですが、施設数という数を入れているので、何か所あるかという数字を入れてもらえたほうがいいのではないかなというふうに思います。

また、3ページ目でマイナスになっているところの確保方策の量の見込みで、これ、2のところでも116人も出ている中で、この部分をどう対応していくのかという部分が何も示されていないので、これはどういう方法でこの116人をカバーしていくのかという部分も、やはり策定の中で作っていったほうがいいんだろうと思います。

また、4ページ目もそうなんですけれど、令和11年には確保できるんですが、令和7年、8年、9年、10年の部分に対してどういうふうな施策で、これを解消していくのか。そういう部分をやっぱり一定量、策定としては文言が必要ではないのかなというふうに思うんですけど、いかがでしょうか。

（小原委員長）

今、工藤委員のほう3点ありましたが、まず事務局のほうでこれについて、加えて何か述べておくことありますか。説明することはありますか。

(こども育成課長)

こども育成課の伊藤と申します。御質問をありがとうございます。

まず、1点目の施設数についてなんですけども、2ページ目のほうに記載はありますけども、ちょっと表記の工夫についてはちょっと内部で検討させてもらいたいと思います。よろしくお願ひします。

あとは、2号認定の116人という部分についてなんですけども、令和8年度以降は確保方策によって、一定数需要は、しっかりそこはカバーできるというところではあるんですけども、この116人をどうするかというふうになったときに、各園の超過の定員の受入れということの対応がお願いできるのかどうかとか、そういった対応が必要になろうかなと思います。

そこをお示したほうがいいのかというところになりますので、この部分の記載についても今回ご意見をいただきましたので、そこはちょっとこちらのほうで検討させてもらいたいと思います。次回の審議会のところで、どのようにしたかというところも含めてご回答させてもらいたいと思います。

最後に、3号認定のところなんですけども、こちら文言整理というところになりますのでちょっと整理はするんですけども、まず、考え方として、各園に定員数にさらに超過定員をお願いして受け入れて、今42人のマイナスということを出ているんですけども、最初にお示したとおり、令和11年度までにそれを解消させてもらいたいという設定をさせていただいています。

ただ、ちょっと御説明の部分というところになろうかと思いますが、ちょっと分かりいい定義をどういうふうにしたらいいのかというのは、ちょっとこちらのほうでお話は改めてまたちょっと検討したいというふうには思っています。

(議長)

今、事務局のほうから説明がありました。工藤委員のほうはよろしいでしょうか。

それと、これは、対策として、事務局としては現実的な数字であるということ認識して、今話して記載するというところで、確認なんですけど、よろしいですか。

(こども育成課長)

そうですね、はい、そのようになります。

ただ、あともう一つは、これから児童数が減っていく中で、やっぱり施設をさらに増やしていくのかとか、そういったところの話もやっぱり内部で議論した中で、今回はゼロ歳児のところの部分に限って言えば、今後、施設数を増やしていくということよりは、今ある現状の中ででき得る対応で対応していくことということが必要であろうというところの判断の下で、このような形にさせてもらっています。はい、以上になります。

(議長)

前回の審議会で、遠藤委員のほうから時代の流れが変わってきているというお話があって、それを踏まえた上での事務局で再検討の話だというふうに考えるんですけど、それでよろしいでしょうか。そのほか、ご意見、質問はありますでしょうか。

それでは、審議会として、この確保方策(案)について、了承するというところでよろしいでしょうか。事務局はこの(案)をもとに進めてください。

(3) 第3期苫小牧市子ども・子育て支援事業計画に係る地域子ども・子育て支援事業の量の見込み(案)及び確保方策(案)について、事務局から説明をお願いします。

(こども育成課主査)

それでは、第3期苫小牧市子ども・子育て支援事業計画に係る地域子ども・子育て支援事業の量

の見込み（案）及び確保方策（案）について説明させていただきます。また、こちらについても、委員の皆様にご審議いただき、決定していきたいと考えております。

資料3をご覧ください。地域子ども・子育て支援事業とは、市町村が地域の実情に応じ、子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業のことを指します。本市の事業は現在12事業ありますが、新たに6事業追加する予定となっております。

まず、量の見込み（案）及び確保方策（案）の基本的な考え方について説明します。

量の見込み（案）については、一部を除き、ニーズ調査に基づく利用率をもとにこれまでの利用実績を勘案して算定しました。確保方策（案）については、量の見込みに対応できる受入れ枠があるかを優先的に考えています。その上で、過不足があれば施設数を増減させるなどの方策が必要となります。

続きまして、事業ごとの説明に入る前に、量の見込みの算定方法と第2期・第3期の差の分析について説明します。事業ごとに1点目として第3期の量の見込み（案）の算定方法を記載しております。2点目として第2期の量の見込みと第3期の量の見込み（案）に差がある場合はその理由を記載していますが、令和7年度の量の見込み（案）から令和6年度の第2期量の見込みを割り返したときに、前後10%以上の差があるときに記載しています。

それでは、2ページ目をご覧ください。

(1) 延長保育事業です。概要としましては、保育認定（2号認定及び3号認定）を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

第2期中間見直し後の利用者数の量の見込みは、191人から徐々に減少しており、実績値としましては、144人から186人と増加しており、令和5年度は量の見込みどおりの実績となっております。ニーズ調査にもとづく利用率を踏まえまして、第3期量の見込み（案）としましては、0～5歳児の推計人口と利用率をかけて算出しています。令和7年度は176人とし、人口推計により徐々に減少していく見込みとなっております。施設数は現状のままとし、確保方策（案）については、現状の施設数で量の見込みに対応できるため、量の見込みと同数とします。

続いて、3ページ目をご覧ください。

(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）です。概要としましては、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

第2期中間見直し後の利用者数の量の見込みは、1,478人から徐々に減少しており、実績値としましては、1,543人、1,593人、1,688人と増加しており、実績値が大きく上回っております。ニーズ調査にもとづく利用率と実績を勘案しまして、第3期量の見込み（案）としましては、6～11歳児の推計人口と利用率をかけて算出しており、令和7年度は1,684人とし、人口推計により徐々に減少していく見込みとなっております。第2期と第3期の量の見込みの差の理由としましては、低学年の利用者数が増えている実績を勘案したためです。施設数は現状のままとし、確保方策（案）については、現状の施設数で量の見込みに対応できるため、量の見込みと同数とします。

続いて、4ページ目をご覧ください。

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）です。概要としましては、保護者が一定の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童を里親や小規模型児童養護施設で預かる事業です。

第2期中間見直し後の延べ利用者数の量の見込みは、第2期当初の利用実績から108人日としており、実績値としましては、48人日、155人日となっております。令和5年度は実績値が大きく上回っております。ニーズ調査にもとづく利用率と実績を勘案しまして、第3期量の見込み（案）としましては、主要な利用者が就学前の児童のため、0～5歳児の推計人口と利用率をかけて算出しており、令和7年度は176人日とし、人口推計により徐々に減少していく見込みとなっております。第2期と第3期の量の見込みの差の理由としましては、利用者数が増えている実績を勘案したためです。

確保方策（案）については、現状の受入体制で量の見込みに対応できるため、量の見込みと同数とします。

続いて、5ページ目をご覧ください。

(4) 地域子育て支援拠点事業です。概要としましては、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。いわゆる子育てルームと言われている事業になります。

第2期中間見直し後の延べ利用者数の量の見込みは、9,921人日から徐々に減少しており、実績値としましては、5,552人日、6,498人日となっており、新型コロナウイルスの影響から延べ利用者数が落ち込んでから、依然として回復できていない状況です。

ニーズ調査にもとづく利用率を踏まえまして、第3期量の見込み（案）としましては、主要な利用者が3歳未満児のため、0～2歳児の推計人口と利用率をかけて算出しており、令和7年度は9,207人日とし、人口推計により徐々に減少していく見込みとなっています。施設数は現状のままとし、確保方策（案）については、現状の施設数で量の見込みに対応できるため、量の見込みと同数とします。

続いて、6ページ目をご覧ください。

(5) -1は一時預かり事業（幼稚園型）です。概要としましては、1号認定の在園児が対象で、保護者が就労等の要因により通常教育時間終了後も預かりを希望する場合に、延長して預かりを行う事業です。

第2期中間見直し後の延べ利用者数の量の見込みは、107,424人日から徐々に減少しており、実績値としましては、109,949人日、115,773人日となっており、児童数が減少していても、利用が拡大している状況です。ニーズ調査にもとづく利用率と実績を勘案しまして、第3期量の見込み（案）としましては、3～5歳児の推計人口と利用率をかけて算出しており、令和7年度は110,595人日とし、人口推計により徐々に減少していく見込みとなっています。施設数は現状のままとし、確保方策（案）については、現状の施設数で量の見込みに対応できるため、量の見込みと同数とします。

続いて、7ページ目をご覧ください。

(5) -2は一時預かり事業（ファミリー・サポート・センター事業及び保育所等）です。概要としましては、在園していない満1歳から5歳児が主な対象で、一時的に保育が必要な乳幼児及び保護者等が傷病その他の事情から家庭保育ができない乳幼児を一時的に保育園等でお預かりする事業です。

第2期中間見直し後の延べ利用者数の量の見込みは、6,503人日から徐々に減少しており、実績値としましては、4,636人日、4,845人日となっており、新型コロナウイルスの影響から延べ利用者数が落ち込んでから、依然として回復できていない状況です。ニーズ調査にもとづく利用率を踏まえまして、第3期量の見込み（案）としましては、0～5歳児の推計人口と利用率をかけて算出しており、令和7年度は6,088人日とし、人口推計により徐々に減少していく見込みとなっています。施設数は現状のままとし、確保方策（案）については、現状の施設数で量の見込みに対応できるため、量の見込みと同数とします。

続いて、8ページ目をご覧ください。

(6) 病児保育事業・子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）です。概要としましては、児童が病気の急性期を過ぎ回復期にあつて保護者の就労等の都合により家庭で看護することが困難な場合に、児童の体力回復のため看護・保育を実施する事業です。なお、体調不良時対応型は保育中に体調不良となった子どもを一時的に保育所等の中で預かる事業ですが、こちらは施設数はカウントしておりますが、延べ利用者数はカウントしておりません。

第2期中間見直し後の延べ利用者数の量の見込みは、340人日から徐々に減少しており、実績値としましては、11人日、63人日となっており、新型コロナウイルスの影響から回復しつつも、病児・病後児対応型は利用要件の難しさに加え、市内に1園という利用のしづらさから実績値が伸びていない状況です。ニーズ調査にもとづく利用率を踏まえまして、第3期量の見込み（案）としま

しては、0～5歳児の推計人口と利用率をかけて算出しており、令和7年度は318人日とし、人口推計により徐々に減少していく見込みとなっています。施設数は現状のままとし、確保方策（案）については、現状の施設数で量の見込みに対応できるため、量の見込みと同数とします。

続いて、9ページ目をご覧ください。

(7) 子育て援助活動支援事業（就学児のみ）です。概要としましては、小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

第2期中間見直し後の延べ利用者数の量の見込みは、1,865人日から徐々に減少しており、実績値としましては、224人日、555人日となっており、新型コロナウイルスの影響や在宅勤務の普及により、学校の学級閉鎖等の急な休みにも保護者が対応できるようになっているなど、複数の要因で利用が減少している状況です。ニーズ調査の結果から第2期の量の見込みと同等程度の利用率とし、第3期量の見込み（案）としましては、6～11歳児の推計人口と利用率をかけて算出しており、令和7年度は1,714人日とし、人口推計により徐々に減少していく見込みとなっています。施設数は現状のままとし、確保方策（案）については、現状の施設数で量の見込みに対応できるため、量の見込みと同数とします。

続いて、10ページ目をご覧ください。

(8) -1利用者支援事業（特定型）です。概要としましては、子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。こちらは、市役所のこども育成課と子育て支援センターに窓口を開設しており、今後も継続していく事業となりますが、量の見込み（案）は窓口か所数となっていることから、量の見込み（案）と確保方策（案）は2か所とします。

(8) -2は利用者支援事業（こども家庭センター型）です。概要としましては、旧子育て世代包括支援センター及び旧市区町村子ども家庭総合支援拠点の一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及び全てのこどもと家庭に対して虐待への予防的対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応する事業です。本市としては母子保健型から移行した事業となります。

こちらは、組織としてのセンターは1か所ですが、市役所の健康支援課とこども相談センターのこども相談課に窓口を開設しており、量の見込み（案）は窓口か所数で計上しています。そのため、量の見込み（案）と確保方策（案）は2か所とします。

(9) 妊婦健康診査事業です。概要としましては、妊婦の健康保持及び増進を図るため、健康診査14回、超音波健診6回の費用の一部助成を行う事業です。

第2期中間見直し後の利用回数の量の見込みは、15,183回から徐々に減少しており、実績値としましては、12,796回、11,480回と減少しております。受診票の配布枚数や実績を勘案しまして、第3期量の見込み（案）としましては、0歳児の推計人口と利用率をかけて算出しており、令和7年度は11,820回とし、人口推計により徐々に減少していく見込みとなっています。第2期と第3期の量の見込みの差の理由としましては、出生数の減少が想定以上に大きかったためです。確保方策（案）については、現状の受入体制で量の見込みに対応できるため、量の見込みと同数とします。

続いて、11ページ目をご覧ください。

(10) 乳児家庭全戸訪問事業です。概要としましては、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報の提供、及び不安や悩みを聴くとともに、母子の心身状況や養育環境等を把握することにより、支援が必要な家庭への適切なサービス提供につなげる事業です。第2期中間見直し後の利用回数の量の見込みは、1,031人から徐々に減少しており、実績値としましては、915人、864人と減少しております。コーホート変化率法の推計人口から、第3期量の見込み（案）としましては、0歳児の推計人口としており、令和7年度は875人とし、人口推計により徐々に減少していく見込みとなっています。第2期と第3期の量の見込みの差の理由としましては、出生数の減少が想定以上に大きかったためです。確保方策（案）については、現状の受入体制

で量の見込みに対応できるため、量の見込みと同数とします。

続いて、12 ページ目をご覧ください。

(11) -1 は養育支援訪問事業の専門的相談支援です。概要としましては、子どもの健康問題、育児ストレス、産後うつ病等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施する事業です。

第2期中間見直し後の利用回数の量の見込みは、200 人としており、実績値としましては、194 人、215 人と増加しております。これまでの実績を勘案しまして、第3期量の見込み（案）としましては、0 歳児の推計人口と利用率をかけて算出しており、令和7年度は235 人とし、人口推計により徐々に減少していく見込みとなっています。第2期と第3期の量の見込みの差の理由としましては、0 歳児の推計人口は今後も減少していくと見込まれるものの、これまでの実績からも利用率が高まると判断したためです。確保方策（案）については、現状の受入体制で量の見込みに対応できるため、量の見込みと同数とします。

(11) -2 は養育支援訪問事業の育児・家事援助です。

こちらに関しては、令和6年度より「子育て世帯訪問支援事業」に移行しており、後ほど量の見込み（案）と確保方策（案）について説明を行います。

続いて、13 ページ目をご覧ください。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業です。この事業は、保護者の世帯所得の状況に応じて、幼稚園、保育所、認定こども園等に必要な日用品、文房具の購入費、行事への参加費用、食事の提供に係る費用の一部を補助するものであるため、量の見込み（案）と確保方策（案）については、算定しないこととします。

ここからは、第3期支援事業計画から新たに盛り込む事業の説明となります。

(13) 子育て世帯訪問支援事業です。概要としましては、先ほど説明した養育支援訪問事業の専門的相談支援で把握した育児・家事に関する援助が必要と判断される家庭や、ヤングケアラーのいる家庭に支援を行う事業です。

第2期中間見直し後の利用回数の量の見込みは、参考値として掲載しておりますが、286 人としており、実績値としましては、216 人、83 人と減少しております。これまでの実績を勘案しまして、第3期量の見込み（案）としましては、第2期量の見込みと同数とし、286 人とします。確保方策（案）については、現状の受入体制で量の見込みに対応できるため、量の見込みと同数とします。

(14) 児童育成支援拠点事業です。概要としましては、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。現時点において、本市で実施しておりませんが、国の策定手引きにおいて、当該事業を掲載することとされています。今後、ニーズの把握に努めるとともに、実施の必要性も含めて検討します。

続いて、14 ページ目をご覧ください。

(15) 親子関係形成支援事業です。概要としましては、児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。現時点において、本市で実施しておりませんが、国の策定手引きにおいて、当該事業を掲載することとされています。今後、ニーズの把握に努めるとともに、実施の必要性も含めて検討します。

(16) 妊婦等包括相談支援事業です。概要としましては、妊産婦等に対する伴走型相談支援が本事業に移行されるもので、妊娠期間中の相談支援を必要とするニーズを把握するため、市からアンケート調査を行い、回答があった方に対して相談支援を行う事業です。

こちらは、現時点で実施している事業となりますが、国から量の見込みについての算出方法が示

されてから量の見込み（案）と確保方策（案）をご提案させていただきます。

(17) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）です。概要としましては、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる制度となります。

現在全国的に試行的に実施している自治体もありますが、本市では実施しておらず、国からガイドラインが示されたのちに、市内全園に意向調査を実施する予定としています。令和8年度に実施が必須となっていますが、試行的に実施した結果や国から示される算出方法をもとに今後お示ししたいと考えております。

(18) 産後ケア事業です。概要としましては、産後の体調が優れない、育児等が不安で支援が必要な方を対象に、市が委託した助産師がご自宅に訪問、もしくはお子さんと一緒に助産院に来院し、育児相談や休息できる場を提供する事業です。

こちらは、現時点で実施している事業となりますが、国から量の見込みについての算出方法が示されてから量の見込み（案）と確保方策（案）を御提案させていただきます。

以上が議事（3）の説明となります。御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

（議長）

(3) 第3期苫小牧市子ども・子育て支援事業計画に係る地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（案）及び確保方策（案）について説明がありました。

何か、御意見、御質問はございますか。はい、遠藤委員。

（遠藤委員）

2ページになると思いますが、延長保育事業についてということで、これは実施している施設が13施設ございまして、そちらのほうの13施設のほうの、私どもの園でもやっているんですけども、実態をちょっとお話をさせていただきたいと思うんですが、実際にこれ、特別事業として補助要綱がございまして、補助要綱の中では前後30分ずつで1時間をやっているところがあるんですね。朝早いところだと、7時からお受けして、夜の7時までというところがございます。でも、実質的にやっているところの多いところが6時半から7時までの30分間というのを延長して、お母さん、お父さん方のお迎えが、お仕事が大変なときには、どうぞ、御利用くださいというふうになっているんですね。ところが、6時30分から6時45分までのこの15分間は、園のほうで利用料を頂いて、お母さん方に、1回の利用料はたしか100円だったと思うんですけども、その辺りで対応して、保育士たちはこの時間から、遅番の保育から延長保育事業のほうに入る。保育士として配置するんですが、一応園としては時間外を払ってお仕事をしていただいているんですね。ところが、46分からでない、補助要綱に当たらないということで、後の7時までのこの十数分間は実施がないとあげませんよというふうになっているんですね。年間で、たしか30万円だったと思うんですけども、これが実際にお母様は、今システムを入れてありますので、ピッと押されて入ってこられるんですけど、前にも委員会で話したことがあるんですけども、実際に入室されるときにピッとされると、その時間になってしまうんです。例えば、43分とか44分、45分というのは該当しないです。ところが、46分、47分になると、利用しましたねということで、この補助に値する人がいましたねというカウントになるんですね。昔は手書きでやっていたものですから、何分に入ってきました、何分に帰りましたという形で書いていたんですけど、今全部システムと連動するので、なるべくお帰りになるときに押してくださいねとお話するんですけど、皆さん、大体入られるときにピッと押される方がいるんですね。お母さん、お母さんという話をして、あ、ごめんなさいということで、後で修正していただくこともあるんですけど、みんな事務がずっとその場所にいるわけではないので、大体その時間がぎりぎりの方が多いです。

それで、要するにお帰りになるのが45分だったとしますよね。その後、保育士たちは全部お片

づけをして、施錠をして、全園を見回って、そして帰って出ていくという時間がやはり6時50分、あるいは7時になってしまう場合もあるんですね。

ですから、実施している時間を、実施時間だとして見ていただけるのか、それともあくまでも国の補助要綱どおり、46分から7時までの間、お子さんが帰っちゃったら補助には該当しませんよとなると、今この13施設でやっているんですけども、実際にもう延長保育事業をやめたいわというふうな本音があちらこちらから漏れてきていまして、これは議会を通して予算がつかなければならないことだったり、あと、補助要綱の中でもう少し拡大解釈していただいて、実施して保育士たちが施錠して帰る時間、それが大体7時ぐらいまでだとしたら、それは実施していることになるよねというふうにカウントされるのか、本当にこれから先、充実していく事業なのかどうかというのは、すごく今、悩みどころなんですね。だから、実際にこの審議会ですらどうしろという話にはならないんですけど、実態はこんなものですから、多分このこども育成課のほうで、また内容をもんでいただいて、その辺りの幅をどうするのかというのをもんでいただかなければならない事業の1つだなと思って、ちょっと皆さんに実態を含めて、お話をさせていただきました。

あと、もう1つなんですけれども、先ほどの最後になりますね、14ページの誰でも通園制度なんですけど、これは市がどうかというんじゃなくて、国のこども家庭庁ですね、こちらが打ち出したもう目玉商品みたいな感じで今言われていて、実施するときはどうするんだという問題が、実施をしている私たちのところにもいろんな文書が入ってきたり、研修会も開かれているんですよ。

大体ゼロ歳から2歳ぐらいの対象のお子さんを、お母さんの御都合、お父さんの御都合によって、今は、ちゃんと事前に利用を申し込まないと利用できないようになっていんですけど、赤ちゃんは、お育てになったことのある方は分かると思うんですけど、とにかく初めての人のところでは泣きますよね。人見知りがあります。本当に最長10時間使えますよとなっているんですけど、1時間、2時間使ってもいいし、一遍に10時間使うこともできるんですよ。だから、赤ちゃんですと、本当に泣いて終わりというか、一日中泣いている子供さんを預かる。先ほども、なるべく超過して、ゼロ歳、1歳を受けてもらえますよというお話が係のほうからあったと思うんですけど、多分そういうふうな対策については、皆さん、協力していただける園が多いと思うんですよ。でも、この誰でも通園制度というのは、はっきり言って、こどもまんなかの政策ではなく、お母さんやお父さんが少しリフレッシュしましょうという考えの下に赤ちゃんを預けます。ですから、ずっと将来の話ですけど、ネットで予約をすれば、旅行先でもどこでも預かりますよというふうなことになりかねないようなちょっと心配な制度の1つなんです。

これについては、市のほうから御説明があったとおり、何も示されていないので、これから検討しますということなんですけれども、実際にそういう中身を、ちょっと赤ちゃんのためや子供さんのためになるのかなというあたりのところが、ちょっと気になるような制度だということだけは、ちょっと皆さんのほうには説明する必要はないと思うんですけど、そういうことを含んでいるということだけはちょっとお話ししておきたいなと思って、ちょっと付け加えさせていただきました。

(議長)

遠藤委員のほうから、実態についての少し説明をいただいたということで、大変ありがとうございます。そのほか、質問等がありますでしょうか。工藤委員。

(工藤委員)

今、各事業において、事業内容の説明があったんですけど、口頭だけではなかなか私たちの頭に入ってきていないので、その事業ごとの何をやっているのかというのをしっかり文章でちょっと載せていただきたいと思います。それじゃないと、全然理解ができないようなところが多々あるので、それは毎回お願いしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

(議長)

それは僕もこれ読んでいて思いました。要するに、中身がないと、それが事業と質的にどうなのかという評価にならないんですよ。読んで数字だけのあれなので、ニーズと見込みと、それに対する対応という形だけが出て、実質の中身が分かっていないので、それは僕も、ここに今日メモをしてきたんですけれども、事務局のほう、よろしく願いいたします。何か回答はありますか。

(こども育成課長)

御質問ありがとうございます。委員から今御指摘いただいた部分に関しては、事業の内容を詳しく記載するということは非常に重要なことというふうに思いますので、今後、次回、素案をお示しする際に、その辺を意識しながら、お示しできるような形を取りたいというふうに思います。ありがとうございます。

(議長)

よろしく願いいたします。

(遠藤委員)

あともう一ついいですか。

(議長)

はい。遠藤委員。

(遠藤委員)

あともう1つ、質問し忘れたんですけども、8ページなんですけども、いつも思っていたことなんですけども、体調不良児の病児をうちの園も行っていて、コロナ禍以下、結構利用される方が多くなってきました。お熱がちょっと出ました、あるいはちょっとおなかの調子が悪いですというときには、専任の看護師がおりますので、病児室を使って専任の看護師がそこについて、検温をしたり、それからおなかの調子を見たりとか、便の状態を見たりとか、丁寧にやっているんですよ。この実態のところでは、数字に挙がって、全然利用する人数は挙がってこないんですけども、実際にやっていたらしゃるところもあるので、これ、利用人数をぜひ入れていただきたいなど。結構な人数がご利用になっているので、実績は市のほうに挙げていますので、これについては利用されている方がこれだけいるよというふうなことをお示ししていただくと、事業をやっているほうでも本当にこれはゼロで挙がってきていますので、ないのかみたいな感じになると思うので、それは実態として挙げていただきたいなと思って、お願いしたいと思います。

(議長)

事務局のほう、何か。よろしいですか。

(健康こども部長)

私のほうからご説明をさせていただきます。確かに体調不良児の対応方で、各園にご利用をいただいているのは事実であります。ぜひご理解をいただきたいのは、この子ども・子育て支援事業計画の策定の中では、この体調不良児対応型の部分についての考え方というのが、これまで第1期、第2期の計画の中でもそうなんですけども、一応その量の見込み、あるいは確保方策の中に反映を、要は計上しないというのが、簡単な国からのルールになっています。そこを今回踏襲していますので、この体調不良児対応型の部分の数字については計上していないということでもありますけれども、基本的には自園対応という、自園に通っているお子様を体調不良で対応するという考え方に立っているものですから、国としてはこの事業の中での位置づけというふうには、一応計上しないというルールの中で対応していることとなりますので、そこは一定の御理解をいただきたいと思いますが、こ

ういう審議会場で議論する場合には、やはりそういうところの実績というのにも委員の皆様にも一定分かっていただくということは必要だというふうには思いますので、その見せ方についてはちょっと工夫をさせていただきたいと思いますが、支援計画の中での対応というのは一定のルールの中で行っているというところはぜひとも御理解をいただきたいと思います。以上です。

(議長)

医療機関のほうの立場からすると、なかなかこれに手挙げをしてくれるところがないというのが実情で、実際に決して市のほうが努力していないと、内輪で話をするときにはそういう話になっていて、現実的にはやっぱりなかなかそれに対応し切れないというのが、現実的にこの事業が園に限ってというような形の、今の説明だとそういうような形の説明ですけれども、苫小牧市全体としてはそういう感じなのかなというふうに僕としては理解しているんですけども。そのほか、何か。はい、遠藤委員。

(遠藤委員)

今、部長のほうからお話があったんですけども、実際に本当はご利用しやすいのは、自園型のこの体調不良方がたくさんあると、皆さん、すごく利用しやすいのかなと思うんですけども。実際に専任の看護師を置いて、病児室もちゃんと作らなければならないので、今現在のもう建てているところにそれを作るというのはそんな、なかなか難しいことだと思うんですけども、やはり、いざ熱が出ましたと、でも今は会議中ですか、今は札幌に出かけていますとか、いろんなご事情ですぐに迎えに来られない方が結構たくさんいらっしゃるんですけども。

そうしましたら、一応今コロナも少し落ち着いてはきているので、体調の状態を見ては、こちらのほうでお電話差し上げて、すぐに迎えに来られますかと、どのぐらいかかりますかとお時間を聞いて、もう1時間、2時間という時間でしたら、こちらのほうで見えていますのでご安心してお迎えに来てくださいねと、お気をつけて来てくださいというふうなことを、言葉を添えて来られるので、お母さん方はとても助かりますということはおっしゃっていただけるんですけども。

本当に野見山さんの言ったとおりだと思うんですけど、国のほうのこの子育て支援のほうのカウントというのがあくまでも本当に病児の、病後児対応型というのをすごくうたっているんですけど、実際に全市対応で、しかもちゃんと申入れもしなければならない、予約も一応入れておかなきゃいけないとなると、この児数を見て、市のほうでもすごく頭を痛めていると思うんですけど、なかなか御利用数がどんどん増えていかない、あるいは利用したくても利用しづらいというふうなこともあったりするので、できたら本当のカウントは、自園型で、どこの園もそれが実施できるような体制を整えていければ一番いいのかなと思ったりもしています。

これは国の計画の問題なのでどうにもならないかなと思うんですけども、野見山さんがおっしゃったように、何かこういう会では実績がやっぱり発表されるということが望ましいんじゃないかなと思っておりますので、よろしくをお願いします。

(議長)

そのほか、質問、御意見はありますか。はい、草場委員。

(草場委員)

草場です。ちょっと自分の個人的な経験からというか、気になるところがあったので、ちょっと質問させていただきたいんですけども、児童育成支援拠点事業というのを聞いたときにちょっとピンとこなかったのが今調べながら話を聞いていたんですけど、子供の育児に悩んでいたりと、本人が居場所が学校にも家にもないという状態になる子たちを支援する場所というのをつくっていくというのも入っているのかなと思ったんですけども、今やっぱり学校も不登校が増えてきていて、フリースクールに行ったりとかというのがあるんですけど、ニーズは明らかに増えてきているけれど

も、じゃあ、これは誰が担うのかと言ったらそこがかなり重要なところであって、国がこういうことをしていましようというのもあって、市としても必要だねとなったときに、じゃあ、お金をそこにかけてみますとなっても、担い手がいなければ何の意味もないというか、というのをすごく心配しているというか、のところがありました。

その14ページの(15)の親子関係形成支援事業に関しても、私は今子育てをしていて、親子で悩むこともいっぱいあるし、周りの親とのつながりの中でもみんな悩みながら育児をしているんですけども、それでも日々、時間には限りがあって、悩みを悩みとして悩んでいられる時間もなかったり、どこかに学びに行く時間もなく、ただ時間が過ぎて、子供がうまく育っているのか、育っていないのかも分からないで、ある時期になったら子供が学校に行けなくなっちゃったとか、そういう、ああ、もっと早くにとかということがいっぱいあるので、本当に必要な事業だと思うんですが、やっぱりこれも誰が担うのか、どこに親をそうやって学べる環境にしていくのかということの本気で考えないと、子供は少なくなっていくけれど育っていないという実態が今、どんどん不登校で心を病んでいる子供も増えているので、つらいなと思って危惧しています。

先ほど産後ケアとか、ほかの事業でも親のリフレッシュということにお金を使ったり、保育に関しても我が子もすごく預かってもらって助かるんですけど、本当に子供のためになっているのかということ考えたときに、親の支援なんだけど、結果的にこの支援になっていけば理想的だけれども、何か親ばかりが楽なほうに行って、悩まなくて済む現状になってしまって、子供が実際は育っていないというのがすごく感じられて、何かその部分を本気で向き合いたいなと思っています。

なので、今後のニーズの把握に努めるということをどのように努めていくのかということと、それを今後やるとなったときに、誰にどこにそこを担ってもらおうのかということを考えてながら進めていく必要があるかなというふうに思いました。すみません、長くなってしまいました。

(議長)

大変貴重なご意見だと思います。何かこれについて、事務局、誰か説明するとか。

(青少年課長)

では、14番のほうを。青少年課の池田でございます。御質問をありがとうございます。

まず、14番の新規の2番、児童育成支援拠点事業についてでありますけれども、こちらの事業につきましては、令和6年度から国のほうも実施要項などを定めて実施した施策ということになっております。

現在、先ほど御説明したとおり、本市では現在未実施となっている状況から、今後、ニーズの把握等を含めて必要性についても検討していくんですけども、この事業に関しましては先ほどお話があったとおり、不登校も含めた家庭に何かしらの課題を抱えている児童を対象とした事業になりますので、そういった支援が可能な従事者といいますかね、そういった方が必要になってくるというふうには考えております。

この支援拠点事業の配置されるべき職員の要件としましては、社会福祉士の資格を持つ方ですか、学校の教員免許、保育士資格を持つ方、こういった方が必ず配置されるということが条件付でされておりますので、比較的、放課後児童クラブの支援と似たような資格を有する方ということになってまいります。

こういったことを勘案しながら、人材の確保はできるのか、事業としてどれぐらいのニーズ、必要性があるのか、今後、調査研究しながら、事業を進めるべきかどうかも含めて検討してまいりたいというふうには考えております。

実際には、一番近いことを既にやられている法人も現実的にはいらっしゃいますので、その法人さんとも少し情報を共有しながら、どういったことが必要なのかをこちらのほうも検討させていただきたいというふうに考えております。

(議長)

今、市のほうの考えと、また草場委員が述べていることは、若干ちょっと食い違いがあると思うので、その辺は取り込んでもらって、考えて計画を立ててもらおうというような感じでよろしいでしょうか。はい、事務局。

(健康こども部長)

それでは、私のほうから、15番の親子関係形成支援事業の部分のお話がありました。14ページを見ていただきたいんですけども、その新規3、親子関係形成支援事業の右隣に担当部が書いているんですけども、現在、健康こども部という肩書だけになっています。

それで、この部分については大変幅が広い中身になりますので、今現時点で、我々としては、やはりこの健康こども部という部ができて10年になりますので、その中でこういうニーズにも応えていかなきゃならないと思っていますので、基本的にはこれから制度設計も含めて考えていくことになります。

それが直営でやっていくことがよいのか、どこかやっていただける法人さん、民間のお力も借りながらやっていくのがいいのか、その辺も現時点ではまだカチッと決まったものがございませんので、どちらにしても今回のこの支援計画の中で、この事業も市としてちゃんと取り組んでいきなさいという国の考え方も示されましたので、今、委員からいただいたご意見も参考にさせていただきながら、この部分についてどういう形でやっていけばいいのかというところは、これからちょっと考えをまとめていきたいというふうに思っています。

その辺の考えがまとまりましたら、このような機会を通じて、ぜひ委員の皆さんの御意見も伺いながら、形を作ってまいりたいというふうに考えていますので、ちょっと現時点では、はっきりこうだということは申し上げられないんですが、一応そういうようなことで市としては考えていきたいと思っています。以上でございます。

(議長)

よろしいでしょうか。そのほか、ありますか。

僕のほうからちょっとあれなんですけども、市は今いろいろな事業が各部門に分かれて、健康こども部、それから青年云々とあれして、それらが複雑に一人の子供を育てていく云々のなんかと重なり合っている部分があって、それらの情報をどういうふうに生かしていこうと、今、外注に出そうかという話があったけども、外注に出すほどの情報をきちっとした集約した形でそれができるのか、いわゆる情報の整理ということに関してこの各支援事業で、特に窓口がいっぱいできて、そこでやっていく、そういう情報がほかの部分と市役所の中でもかなりつながっている、そういうようなところに対する対応として、市全体としてどういうふうに考えているのか、ちょっとそこだけ、僕は聞かせてほしいなと思うんですけど。

(健康こども部長)

基本的には、このこども部の、健康も含めた健康こども部の中においては、今支援を必要とする方々の部分でのレベルを共有するような取組というのは、マンパワーレベルで進めてはいるところではあります。

ただ、それがどなたでもというか、職員が誰でもなかなかすぐに情報を取り入れるというところまでは行ってはいないんですが、一応組織間においてはそういうケースに合わせて、それぞれの担当が一緒に関わり合いながら、今対応しているというのが現状であります。

確かにシステムティックなものができればいいんでしょうけれども、現状としてはそのところまでは至っていませんので、まずは、我々がそれぞれ持っているものを関係者の中でケースに応じて共有をし、必要な支援についてつなげていくという取組を、まずは継続をして強化をしていきたいというのが、現時点でのシステムという意味合いでの考え方になります。以上です。

(議長)

これは僕自身の考えで申し訳ないんですけども、非常に重要なことで、そして、人間は、特に子供なんかというのは、まず、20歳ぐらいまで結局つながって行ってそこで初めて人格形成がされていくものだと思うので、それらの情報をきちっとやっていくぞという考えがないと、どの事業も、先ほど僕、工藤委員も言いましたけれども、内容がよく分からなくてということと、評価1つ1つがされていかないんじゃないかなという個人的な思いがあるんですね。

それで、ぜひともやっぱり情報はきちっとした形で把握して、それをちゃんとうまく使っていくという形でつなげていくということを、ぜひ市のほうに考えてもらいたいなというふうに思っています。

(健康こども部長)

はい、分かりました。ありがとうございます。

(議長)

それでは、審議会として、この量の見込み(案)及び確保方策(案)について、了承するというところでよろしいでしょうか。事務局はこの(案)をもとに進めてください。

(4) 第3期苫小牧市子ども・子育て支援事業計画の骨子案について、事務局から説明をお願いします。

(こども育成課長)

次に、資料4「苫小牧市第3期苫小牧市子ども・子育て支援事業計画」の骨子案についてご説明いたします。

はじめに、第3期支援事業計画は、記載のとおり第1章から第6章まで構成し、第2期支援事業計画同様といたします。第1章の「計画策定にあたって」では、計画策定の背景と趣旨、2ページでございます、計画の位置付け、計画期間、策定体制についてお示しいたします。

第2期支援事業計画からの変更点につきましては、令和5年4月に施行しました「こども基本法」において、これまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」、「子ども・若者育成支援推進大綱」、「子どもの貧困対策に関する大綱」を一元化した「こども大綱」を勘案して、自治体「こども計画」の策定に努めることとされていることも踏まえ、こども施策を一体的に網羅する「苫小牧市こども計画(仮称)」の位置付けについてお示ししております。「こども計画」を策定については、今後示されて北海道のこども計画や既存の各法令等にもとづく計画策定の方向性等を勘案しながら検討してまいります。また、本市の連携する計画として「学校教育推進計画」、「生涯学習推進基本計画」を追加しております。

第2章の「子ども・子育て取り巻く環境」では、国勢調査や人口動態統計による各項目の比較・分析や第2期支援事業計画の教育・保育事業と地域子ども・子育て支援事業の目標値及び実績値の比較についてお示しいたします。

第3章の「子ども・子育て支援の基本的な考え方」では、基本理念を第2期計画同様「子どもが、親が、地域が育つ、明るい子ども未来づくり・とまこまい」とし、基本目標については、後ほど第5章でご説明いたします。また、計画の推進にあたり、家族、地域、教育・保育施設等、事業者及び行政の役割についてお示しいたします。

第4章の「子ども・子育て支援事業計画」では、令和7年度から令和11年度までの計画期間内の量の見込み及び確保方策等についてお示しいたします。

第2期支援事業計画からの変更点につきましては、地域子ども・子育て支援事業の項目が、これまでの12項目から18項目となっております。新規に項目につきましては、先程、資料3でご説明させていただきました通り、ニーズ把握に努め事業の実施を検討する事業、事業の必要性につい

て検討する事業等がございますので、今後の動きに合わせ、量の見込み及び確保方策について検討してまいります。

第5章の「子ども・子育て支援施策の推進」では、基本理念のもと、6つの基本目標を掲げております。基本目標1「親子の心と体の健やかな成長と健康増進を支援します」で4施策、基本目標2「子どもの教育・保育環境をより充実します」で15施策、基本目標3「それぞれの家庭環境に応じたきめ細かな支援をします」で8施策、基本目標4「仕事と子育ての両立を支援します」で2施策、基本目標5「地域で支えあい安心して子育てができる環境をつくります」で9施策、基本目標6「一人ひとりの子どもの特性に配慮したきめ細かな支援をより充実します」で6施策を掲げ事業展開してまいります。第2期支援事業計画からの変更点につきましては、基本目標3に「多様な課題を抱える世帯への支援体制の充実」を新規施策に掲げ、ヤングケアラー支援や重層的支援体制の検討について記述いたします。また、基本目標6の施策の1つである「障がい児の発達支援の充実」に児童発達支援センターの機能についての記述を追加いたします。

最後に、第6章の「計画の推進体制」では、各関係部署・団体等と各種事業を推進するための連携・協力体制を構築するとともに、本審議会では計画の点検・結果報告に対する御意見、子育て施策の提案等の御意見をいただきたく存じます。

以上で、苫小牧市第3期支援事業計画骨子案の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(議長)

(4) 第3期苫小牧市子ども・子育て支援事業計画の骨子案について事務局から説明がありました。何か、御意見、御質問はございますか。佐藤委員。

(佐藤委員)

この図で、2ページの図を見ると、苫小牧市の総合計画があって、その下に苫小牧市こども計画というのがあるんですけども、苫小牧市の総合計画というのは令和5年から9年度ですよ。今度、こども計画というのは7年度から11年度になっていますけども、この年度がずれることによって、何かいびつになることはないのかなというのが1つと、それから、苫小牧市こども計画、仮称ですけども、これとこの第3の苫小牧市子ども支援事業計画との兼合いをちょっと知りたいのと、それからもう1点、苫小牧市の子供たち、学校教育委員会というのがありますよね。

この最後の図でいう審議会の中に、教育委員会がどういう立場で入ってきて、学校の教育環境ということ、要は学校、教育委員会が大いに関わっていると思うんですけども、ここの健康こども部と教育委員会の横の関係、連携というのも、ちょっとお聞きしたいなと思います。以上です。

(議長)

事務局のほうからよろしくお願いします。

(こども育成課長)

まず、1つ目のこども計画の兼合いにつきましては、今後どのように計画期間の終わりも含めて、進めていかなきゃいけないかというのをまさに検討しなきゃいけないんですけども、それ以外にも、今後各法令に基づく努力義務とされている例えば子ども若者計画をつくるのかとか、あとは貧困対策をつくるのかとか、そういったところの作るタイミングとございますか、どういうふうな方向性を決めていくかということも1つ重要になってくると思います。

あと、タイミングについては、例えば子ども・子育て支援事業計画というのは令和9年度に中間見直しがありますので、例えばそれに合わせていって、総合計画との整合性を取るのかとか、そういったことを今後まさに検討していかなきゃいけないなというふうに思っているところですので、委員が御指摘のとおり、まさに兼合いというか、ほかの計画との整合性にずれが生じないような形

の対応はしっかり取っていきたいというふうに思っています。

(議長)

まず一つ、それと教育とほうとの。

(こども育成課長)

当然、教育との関係も、今回教育委員会の部門の計画も新たに追加したということで、子ども・子育て施策というのが非常に幅広い年齢に基づいて行っていくものになりますので、当然そういう施策との連携というのは欠かせないものというふうに思っています。

今回については、学校推進計画という各ステージにおける連携とか、あとは接続の推進が示されたりと、求められるものもあつたりとかしますので、そういったものを私どもの子育て施策の部門と、あと教育部門としっかりその辺は照らし合わせながら、しっかり対応していきたいというふうに思っています。

(健康こども部次長)

ちょっと補足させていただきますと、健康こども部のほうと教育委員会のほうで、今出席している担当課長を含めて、実際にどこの部でどういう事業をやっているのかというような情報交換も含めた、よりちょっともう突っ込んだ連携というものに、今年度からちょっと遅ればせながら取り組んでおりまして、その場では教育のほうで抱えている問題を言ってもらって、それを、じゃあ、市長部局のほうで何か解決することができないかですとか、またその逆もしかりなんですけれども、そういった情報交換を含めて、活発にやっているところでございますので、計画だけではなくて、そういう実効性という部分も含めて取り組んでいる最中でございますので、そこは御理解いただければと思います。

(佐藤委員)

よろしく願いいたします。

(議長)

庁内がいろいろつながっていくという、ここでのあれだと思しますので、そこを強調して、僕はちょっとここで言いたいと思っていました。そのほかについて、ありますか。遠藤委員。

(遠藤委員)

こちらの第5章のほうの子ども・子育て支援施策の推進ということで、基本計画の大体概略が示されたわけなんですけど、この中に新たに加わった基本目標3、それから基本目標6、これはとても、本当に入ってよかったなと思っております。

特に、今はもう家庭のいろんな事情を抱えた方々が多くなってきていまして、本当に0歳、1歳を迎えたばかりのお子さんの御家庭が、御事情があつてシングルになってしまうというふうな御家庭もちょっと増えてきているような状態があつて、本当にひとり親になってから、じゃあ、どうしようという問題とかを含めて、ヤングケアラーの問題も盛り込まれたのはすごくいいことだなと思うので、この点については期待したいと思っております。

あと、基本目標6なんですけども、本当にこの一人一人の特性に配慮した保育教育ということが切れ目なくずっと続いてほしいなど。保育現場でも、幼稚園のほうでも思っていることだと思うんですが、今、教育委員会のほうと連携のお話がありましたけど、たしか11エリアか12エリアに分かれて、幼稚園、保育園、小学校、中学校が連携して、特別支援あるいはその小学校へ切れ目のない連携をとということで、もう本当に10年ぐらい前まではすごく開かれていたんですね、各部署で。

ところが、それが多分中学校のほうに移管されて、小学校区のときにはすごくきめ細かくいろんな研修会があったりとか、先生方とのお話し会があったり、見学会があったりとか、旺盛だったんですけども、この頃はそのエリアによっては全く開かれていないところがあるんですね。盛んにやられているエリアもあるんです。

だから、この辺のところを、本当にどの学校区においても連携をよくして、本当に子供たちの育ちをずっとみんなで連携し合って支えていきたいと思うので、ぜひこの辺りのところには、これは学校の校長会とかいろいろな部署と関わっていかなきゃいけないと思うんですけども、その辺のところは、また関連にエリアの会議が、皆さんそろって開かれるような形で、ぜひ盛り込んでいただきたいなと思っております。

あと、この障害の関係の発達支援の充実で、児童発達センターの機能についてのことについては、次回示されるということなので、ぜひこの辺のところも、今までは3歳児健診があって、3歳児健診で発達にちょっと心配がありますねとか、気になりますねということであれば、おおぞらにつながって個別支援も受けられた状態だったんですけども、今は年長さんにならないと、その個別支援がなかなか受けられない。それまでは虹色教室という大勢の集団の中でちょっと見ますよとか、あとお医者様、小原先生の市立病院で診ていただいたりとか、関係機関で実際に苫小牧は小児神経科医の少なさ、あるいはその専門医がいないということで、札幌だとか、伊達だとか、いろんなところの専門医を訪ねて歩いているお母さん方が多く見られるんですね。

その辺のところも苫小牧市としてはやはり大変、障害発達とまではいかないけれども、ちょっと支援が必要かなと思うお子さんについても、すごく多くなっております。だから、これについてもやはり幼少期からきちっとケアをしてあげると、本当に小学校に行く頃にはいろんなことに対応できたり、軽減されたりという成果が出ておりますので、その点については、充実した内容が出てくることをすごく期待したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

(議長)

貴重なご意見をありがとうございます。特別何か健康こども部か何かのほうで、話しておくというようなことがあれば。

(教育部参事)

教育部参事の東峰と申します。御質問、御意見をありがとうございます。幼小中の連携の在り方について、御意見をいただきました。今、小中学校では、苫小牧オールナインということで、9年間の育ちを見通した連携ということで進めております。

そういった中では、学力向上部会、特別支援部会というところが必須部会となっているほか、あと各エリアの課題に応じた独自部会というのが設置されております。その特別支援部会において、切れ目のない支援というところでは、幼稚園、保育園の先生方を交えた研修会なども行っているエリアも多数ございます。

今いただいた御意見を基に、あと積極的に取り組んでいるエリアの事例なんかも紹介しながら、幅広く多くのエリアでそういったところが進められていくように、我々としても各エリアの推進事務局のほうに指導、助言という形で行いながら、より充実したものになるように取組を進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

(議長)

よろしいでしょうか。そのほか、御意見等あるいは質問等はございますでしょうか。それでは、審議会として、この骨子案について、了承するというところでよろしいでしょうか。事務局はこの(案)をもとに進めてください。

全体を通して、質問や御意見などがあれば遠慮なく申し上げます。それでは、その他として事務局からの報告はございますか。

(こども育成課長)

ございません。

(議長)

それでは、これで全て終了しました。本日は皆様のご協力をいただき、ありがとうございました。

(司会)

小原（おはら）会長、ありがとうございました。これをもちまして「令和6年度 第2回 苫小牧市子ども・子育て審議会」を閉会いたします。本日は長時間にわたる説明・審議にご協力いただきありがとうございました。お帰りの際、お忘れ物などないよう、お気をつけください。